

子どもの成長過程を通じて 子育てしながら誰もが活躍できる仕組みづくり

- ▶ 生まれる前からの切れ目のない子育て支援により、安心して出産や子育てができる社会を構築するとともに、子育てをしながらも誰もが自分らしく活躍できる社会を実現する。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みの構築

- 育児・介護休業法の子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置について、努力義務として対象年齢を拡大するなど、子どもの成長過程を通じて、誰もが希望に応じたキャリア形成と子育ての両立を可能とする仕組みを構築すること

(2) 働き方改革推進支援センターの機能強化

- 誰もが働きやすい職場環境づくりの円滑な促進に向け、地域の中小企業を対象とした働き方改革推進支援センター事業について、支援体制、および子育てをはじめとする両立支援対策を強化の上、令和7年度以降も事業を継続すること

2. 提案・要望の理由

- (1) 共働きであっても一方に偏ることなく、また、働きながら成長過程を通じて「子育て」に関わっていくためには、子の年齢に左右されず、個別の事情に応じて柔軟な働き方ができる制度が導入されることが望ましい。



- (2) 物価高騰等の影響が深刻で厳しい経営状態の中小企業において、柔軟な働き方を実現するためには、子育てをはじめとする両立支援の総合窓口としての機能を充実し、より一層中小企業に寄り添った継続的な支援が必要である。

(本県の取組状況と課題)

- 事業主や従業員双方がこれまでからの子育ての考え方を見直し、誰もが自分らしく活躍し、多様で柔軟な働き方ができる環境の実現に向け、国の制度改正や支援制度を周知するとともに、機運醸成につながる取組を進めている。なお、本県では、小学校3年生までの子育て支援時間や中学校就学までの看護休暇を設けている。
- また、滋賀県社会保険労務士会が行う中小企業を対象とした働き方改革サポート診断事業や職場環境改善のための就業規則見直しを支援するなど、中小企業の働き方改革の推進に向け、企業に寄り添った施策を展開している。

【課題】

(1) 柔軟な働き方を実現するための措置の対象年齢

- 育児・介護休業法改正法案においては、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として対象制度の拡充や対象年齢の拡大がなされたが、現実的には、就学後の所定外労働の困難性や、小学校4年生以上であっても子どもの看護や学校行事への参加が必要となるなど、十分な対応が可能とは言えない。

(2) 中小企業の働き方改革

- 働き方改革関連法の施行に伴い、労働時間法制の見直しや公正な待遇の確保が進められたが、両立支援の確保等、個別の事情に応じた多様な働き方ができる職場環境づくりは、人材面、資金面で課題の多い中小企業においては道半ばである。

育児のための支援制度

	企業規模	育児のための短時間勤務制度	所定外労働の免除	育児のためのフレックスタイム制	始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ	在宅勤務	事業所内託児施設
就業規則等で定めている	300人未満	70.4%	56.7%	13.2%	32.2%	5.0%	3.2%
	300人以上	91.3%	77.5%	17.4%	49.3%	14.5%	3.6%
今後取り組みたい取組	300人未満	13.2%	16.9%	27.4%	23.5%	13.7%	5.0%
	300人以上	2.9%	5.1%	15.2%	8.7%	11.6%	5.1%

(n=517) 出典：R5 労働条件実態調査（滋賀県）

- 県内中小企業の働き方改革支援の窓口として国が設置している滋賀県働き方改革推進支援センターは、受託業者の交代等により県内商工経済団体との関係構築に時間を要すなど円滑な運営に苦慮されている。

担当：商工観光労働部 労働雇用政策課 労政福祉係
TEL 077-528-3750